

いわゆる「年収の壁」への当面の対応について

〔令和 5 年 9 月 27 日〕
〔全世代型社会保障構築本部決定〕

いわゆる「年収の壁」への当面の対応については、別紙に掲げる「年収の壁・支援強化パッケージ」（令和 5 年 9 月 27 日厚生労働省）に基づき、今後、所要の経手を経た上で、関係者と連携し、着実に進めていくものとする。